

学生会員制度規程

公益社団法人石川県作業療法士会

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県作業療法士会（以下、本会という）が設けた学生会員に、本制度に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学生会員は、作業療法士養成校に在学中から本会の事業に参加することにより、作業療法士に必要な知識・態度を養うことを目的とする。

(学生会員)

第3条 定款第5条に定める賛助会員の特例として、この規程に定めた条件を満たし、理事会で承認を得た賛助会員を公益社団法人石川県作業療法士会学生会員（以下、学生会員という）と称する。

(入会)

第4条 学生会員は任意の申請制とし、入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

(資格と期間)

第5条 学生会員は石川県内の作業療法士養成校に在籍し、作業療法学分野の課程を修めている者とする。

2 ただし、作業療法士の免許を有する編入学生、大学院生は正会員の継続とする。

3 期間は入会から在学期間中とする。

(特典)

第6条 学生会員は以下の特典を受けることができる。

- (1) 広報誌・県士会ニュース等の配布（ただしデジタル版に限る）
- (2) 学術誌の配布（ただしデジタル版に限る）
- (3) 当会主催の研修会・事例検討会等への参加
- (4) 当会主催の学会への参加
- (5) その他、必要な当会の事業への参加

(会費および参加費)

第7条 学生会員は無料とする。

2 学会や研修会等において原則。無料で参加できる。ただし、学会、研修会の定めにより、参加費を徴収する場合がある。

(退会)

第8条 学生会員は所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

学生会員制度規程

2 養成校を卒業または退学した場合、その年月末日で自動的に退会となる。
(その他)

第9条 その他の必要な事項が発生した場合、理事会の承認をもって決定する。

附則 1 この規程は2023年6月1日より施行する。
学生会員申請書（別記第1号様式）